

12月定例会

補正予算、条例の改正、人事案件など 13議案を審議しました

市長提出議案

条例改正等

○行田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（原案可決）

コミュニティセンターみずしろのギャラリー及び館内会議室等を貸し出すに当たり、現在1時間単位での時間貸しとしているが、午前、午後夜間及び1日単位での貸出しを加えるほか、所要の整備を行うものです。



○行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（原案可決）

現在設置されている学童保育室のうち、民設の太井学童保育室について、泉小学校校内の教室の1つを学童保育室として活用することが可能になったことから、令和7年4月から泉小学校校内に泉太井第二学童保育室を設置しようとするものです。

【主な質疑】

問 泉小学校の視聴覚室を改装するに当たり、壁や床等の施設改修工事及び机、椅子等の備品の入替にかかる費用の内訳は。

答 施設改修工事請負費の内訳は、主に床の改修を行うもので、カーペットを撤去し、ビニール床シートに張り替える工事を行う。また、机や椅子は視聴覚室で利用されていたものを利用するため、新たに購入はしないが、飲み物やおやつなどを保存するための冷蔵庫や靴箱、保護者が迎えに来た時に知らせるテレビドアホンを設置するための費用を計上するものである。



○行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（原案可決）

全国的に人材確保が困難になっている地域包括支援センターの現状を

踏まえ、センターに配置することとされている保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員等の3職種について、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置するなど、柔軟な職員配置を進めることとされたことから、行田市地域包括支援センターの職員数のほか所要の整備を行うものです。

【主な質疑】

問 今回の条例改正による人員規程の緩和について、市はどのように考えているのか。

答 市が条例を定めるに当たって従うべき基準である介護保険法の施行規則の一部改正によるもので、現在のところ、人員緩和の規程の適用は予定していない。今後、専門職の確保が困難な状況となった場合は、本条例に基づき地域包括支援センター運営協議会において、支援の質の担保という点に留意したうえで審議いただくなど、必要な対応をおこなっていく。

○訴えの提起について

令和5年12月に市内埼玉地区の道路にて、相手方が運転する車が道路反射鏡に衝突し、これを破損し、市に損害を与えたため、損害賠償等の